

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行に伴う建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という)第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の11の規定により告示する。

なお、この告示は、平成22年6月20日から実施され、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3の規定に基づく中間検査制度の実施に関する告示(平成19年東大阪市告示第87号)は、平成22年6月19日限りで廃止する。

平成22年5月18日

東大阪市長 野田 義和

1 中間検査を行う区域

東大阪市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 構造

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物

(2) 用途及び規模

次の表に掲げる用途及び規模のもの

項	用途	規模
1	住宅(兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む)	申請部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
2	1の項に掲げる建築物以外の建築物	申請部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は申請部分の階数が、地階を除き3以上となるもの

3 指定する特定工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。)については基礎の配筋工事を特定工程とする。ただし、一の建築確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、一の建築確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の同表右欄に掲げる工事を特定工程とし、同表右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区

の工事を特定工程とする。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については屋根及びこれを支持するはり）に鉄筋を配置する工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階の床版及びこれを支持するはり（平屋については屋根の床版及びこれを支持するはり）の取付け工事）
3	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については建方工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根及びこれを支持するはり）に鉄筋を配置する工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階の床版及びこれを支持するはり（平屋については屋根の床版及びこれを支持するはり）の取付け工事）
5	その他の構造	屋根の工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

4 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

2に規定する建築物のうち、法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）については基礎のコンクリートの打込み工事を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及これを支持するはり（平屋については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これらに類するもので覆う工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
3	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及これを支持するはり（平屋については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これらに類するもので覆う工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	3の(2)の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応する1の項から5の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

5 適用

この告示は、平成22年6月20日以降に法第6条第1項に規定する確認の申請を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する指定確認検査機関の確認を受けるために書類を提出する建築物及び第18条第2項の規定による通知がされた建築物で2に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用する。

6 適用の除外

- (1) 法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。
- (2) 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、3で規定する特定工程の工事を行なわない部分がある場合は、その部分については、この告示の規定は適用しない。